

登録規則における船舶の取扱いに関する事項

改正規則等

登録規則

登録規則細則

改正理由

本会登録規則において、船舶には浮揚機器及び固定され又は浮揚している構造物を含むものとして取扱っている。しかしながら、日本籍船舶用の登録規則細則においては、船舶は本会の定款に定めるものである旨規定しており、別途定款を参照する必要があった。一方で、外国籍船舶用の登録規則においては、船舶には浮揚機器及び固定され又は浮揚している構造物を含む旨を明確に規定していた。

このため、日本籍船舶用の登録規則においても外国籍船舶用の登録規則と同様に船舶の取扱いが明確になるよう関連規定を改めた。

改正内容

日本籍船舶用の登録規則において、船舶には浮揚機器及び固定され又は浮揚している構造物を含む旨明記した。

改正条項

登録規則 1.1

登録規則細則 1.1